

庁議（令和6年10月10日）結果について

- 1 開催日 令和6年10月10日（木）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 まちづくり政策部長、福祉部長、環境部長、教育総務部長、
固定資産税課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

（1）平塚市建築基準条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の趣旨 建築基準法及び同施行令の一部改正に伴い、平塚市建築基準条例の一部改正を行うものである。</p> <p>2 改正の内容 （1）耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化 （2）防火規制に係る別棟みなし規定の創設 （3）既存不適格建築物の増築等に係る規制の合理化 （4）建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直しによる、申請手数料等の改正</p> <p>3 施行年月日 （1）～（3）公布の日、（4）令和7年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

（2）平塚市手数料条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の趣旨 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、平塚市手数料条例の一部改正を行うものである。</p> <p>2 改正の内容 （1）条例第2条別表「16 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する事務」に省エネ基準適合義務制度における義務付け対象拡大に伴う、新たな申請手数料の追加を行う （2）条例第2条別表「14 都市の低炭素化の促進に関する法律に関する事務」の低炭素建築物新築等計画の認定、及び「16 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する事務」の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の新たな適合基準に係る申請手数料の追加を行う。 （3）条例第2条別表「16 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する事務」について条ずれに係る整理を行う。</p> <p>3 施行年月日 （1）及び（2）令和7年4月1日、（3）公布の日</p>
結果	審議の結果承認された。

(3) 平塚市市税条例の一部を改正する条例（案）について

概要	1 改正の趣旨 地方税法等の一部改正に伴い、平塚市市税条例の一部を改正する。 2 改正の概要 固定資産税の課税標準の特例措置に係る規定等を整備する。
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	1 改正の趣旨 上記の関係省令が施行されたため、その内容に基づいて本市条例の一部を改正するものである。 2 改正の内容 地域包括支援センター職員の配置について、平塚市地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、次のとおりとすることができる。 (1) 常勤職員を配置することができない場合、非常勤職員を複数人配置して必要な勤務時間を満たす常勤換算方法によることを可能とする。 (2) 複数のセンターを1つとみなして、必要な員数を基準として各センターに3職種のうち2職種以上を配置すれば、常勤換算方法により配置基準を満たす。 3 施行日 公布の日
結果	審議の結果承認された。

(5) 平塚市埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例（案）について

概要	1 廃止の趣旨 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行を踏まえ、平塚市埋立て等の規制に関する条例の内容を包含するものとなっているため、この条例を廃止するものである。 なお、条例の廃止前に許可を受けたものは、条例の廃止後も従前の例によることとするなどの経過措置を設ける。 2 施行日 令和7年4月1日
結果	審議の結果承認された。

(6) 土屋小学校の小規模特認校としての指定について

概要	土屋小学校の児童数の減少が著しいことから、市内全域から通学することができ、小規模ならではの特色ある教育を実践できる小規模特認校として指定するものである。定員、学校の特色（方針）など具体的な事項については、今後、学校との協議を進めるとともに、地域とも連携を図りながら検討していく。
結果	審議の結果承認された。